

審査公報

鳥取県選挙管理委員会

告示番号：1



最高裁判所判事
たか す
じゅん いち

昭和三四年一〇月九日生



最高裁判所判事
おき の
まさ み

昭和三九年一月一二日生

略歴

東京都葛飾区生まれ。春日部高校、法政大学法学部を卒業。京都大学大学院法学研究科法政理論専攻修了・京都大学博士（法学）。法政大学名誉教授。

昭和六三年四月弁護士登録（東京弁護士会）
平成二年四月法政大学法学部非常勤講師
一六年四月法政大学大学院法務研究科教授

二二年一一月法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事
二八年六月公益財団法人日本連法務研究会常務理事
三〇年六月法政大学大学院法務研究科長
令和元年五月日本弁護士連合会司法制度調査会委員長
二年六月日本弁護士連合会民事裁判手続に関する委員会幹事

昭和六一年一〇月最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員

二年一一月最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月公益財団法人日本連法務研究会常務理事
院認証評価委員会委員
七年三月最高裁判所判事

昭和六一年一〇月最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
六年四月公益財団法人日本連法務研究会常務理事
院認証評価委員会委員
七年三月最高裁判所判事

●国民審査は、最高裁判所の裁判官に任命された人について、裁判官として適任かどうかを主権者である国民が直接意思表示する制度です。

国民審査とは

今回の

国民審査の

投票日は
二月八日(日)

国民審査の投票用紙は

うぐいす色
の用紙です

裁判官としての心構え

最高裁判所の役割を念頭に置いて、様々な考え方や主張に複眼的に向き合い、何が法であるのかをしっかりと見極め、そうして最高裁判所に対する信頼に応えていきたいと思います。

裁判官としての心構え
制定された法が、その役割を十分に果たすためには、その法に関する充実した解釈論を構築する必要があり、そのためには最高裁判所の判例が果たす役割が誠に大きいと考えています。現実の紛争事件の解決のために法を適用することが司法の使命である以上、その使命を全うするために適切な法の解釈を試みることに専心する所存です。「法律学は、実現すべき理想的探求を伴わざる限り盲目であり、法と社会との現実的関係に注目しない限り空虚であり、法的構成つまり法解釈の厳密な論理構成を伴わない限り無力である」、これはある高名な民法研究者の言葉として私の恩師から教わったものです。私は弁護士だった当時からこの言葉を大切にしてきました。この言葉をこれからも大切にして、最高裁判所裁判官として、当事者の主張をよく聴き、謙虚に、そして真摯に職務に取り組んでまいりたいと思つております。

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 2月8日(日)

投票時間は、午前7時から午後8時までの投票所と、
これと異なる投票時間の投票所がありますので、お住まいの
(市町村選挙管理委員会のお知らせ等でご確認ください。)

期日前投票 1月28日(水)～2月7日(土)

※最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は

2月1日(日)～2月7日(土)

期日前投票ができる日時は、期日前投票所によって
異なりますので、お住まいの市町村選挙管理委員会の
(お知らせ等でご確認ください。)

- 投票用紙は、投票所で、衆議院議員総選挙の投票用紙と同時に渡します。
- 投票用紙は、うぐいす色の用紙に審査を受ける裁判官の氏名が印刷しています。
- 投票用紙には、やめさせた方がよいと思う裁判官について、その氏名の上の「×
を書く欄」に×を書いてください。
やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
- 投票用紙に×以外のことを書くと無効になりますから注意してください。